

沿岸広域振興局長告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年2月6日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大槌小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上閉伊郡大槌町金沢第42地割字下屋敷2番4地先から 第40地割字高清水62番12地先まで	新	m 42.7～16.6	m 153.4
	旧	26.2～15.3	153.4

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 平成27年2月6日から同年3月6日まで